

サポートステーションすきっぷ

運 営 規 程

社会福祉法人

富良野あさひ郷

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富良野あさひ郷の定款第1条及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項に基づく サポートステーションすきっぷ(以下「事業所」という。)において事業所が行う、生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は、「法」に基づく「指定障害福祉サービス事業の人員、設備運営に関する基準」及び関係法令に則り事業を実施する。

- 2 ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の生命の尊厳・人格・人権を尊重し、日常生活及び社会生活の権利を保障するために、常に利用者の立場にたって障害福祉サービスを提供するよう努める。
- 3 利用者の個人生活及び社会生活の権利を尊重し、利用者及びご家族との連絡調整を密にして、個々の願いや要求を真摯に受け止め、豊かな生活が保障できるよう努める。
- 4 「与える福祉」ではなく、利用者の意思決定の支援に配慮し、利用者の選択・自己決定を尊重した障害福祉サービス支援を心がけ、利用者の生活の質(QOL)の維持・向上に努める。利用者には、サービス利用に係わる社会資源等の情報提供を積極的に行うと共に、安心して生活できる社会となるよう、事業所や他の福祉機関とのネットワークを形成し、相談業務の充実と地域への啓発に努める。
- 5 利用者及びご家族に対して、個人情報保護・苦情解決・虐待等に関する法人並びに事業所による基本規則・指針・倫理綱領等を遵守し、適切な支援ができるよう努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 サポートステーションすきっぷ
- (2) 所在地 北海道富良野西麻町1番3号

(実施する障害福祉サービスの種類)

第4条 事業所が実施する障害福祉サービスは、次のとおりである。

- (1) 生活介護事業
- (2) 就労移行支援事業
- (3) 就労継続支援B型事業

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとす

る。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規定されている障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、相談、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係わる管理を行う。なお、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

(3) 医師 1名（非常勤）

医師は、利用者の健康保持のために必要な措置を講じる。

(4) 栄養士 1名以上

栄養士は、事業所に通所する利用者の栄養並びに身体状況を考慮し、適切な食事の提供に努める。

(5) 事務員 1名以上

事務員は、庶務及び会計に従事する。

※生活介護事業を行う場合

(1) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに利用者支援の企画並びに実施、ご家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(2) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理を行う。

※就労移行支援事業を行う場合

(1) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに利用者支援の企画並びに実施、ご家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(2) 職業指導員 1名以上

生産活動の実施や事業所内授産の指導を通して一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援・指導する。

(3) 就労支援員 1名以上

利用者の適正にあった職場探しを行い、企業内授産や職場実習の指導を通して就職、更には就職後の職場定着支援を行う。

※就労継続支援B型事業を行う場合

(1) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(2) 職業指導員 3名以上

生産活動の実施や事業所内授産の指導を通して一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援・指導する。

- (3) 目標工賃達成指導員 1 名以上
目標工賃達成のための必要な支援を行う。

(障害福祉サービスの営業日及び営業時間)

第 6 条 障害福祉サービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日を基本とする。ただし、事業所が定めた年間予定表に基づいたものとする。
- (2) 営業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。
- (3) サービス提供時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分とする。
ただし、緊急時等はサービス提供時間を延長する。
- (4) 年間の休日
盆休み 8 月 13 日から 8 月 16 日の期間で 3 日間を休みとする。
年末年始休み 12 月 30 日から 1 月 3 日とする。
- (5) 営業日は、事業所の行事等で変更することができることとする。

(障害福祉サービスの種類ごとの定員)

第 7 条 事業所の障害福祉サービスの種類ごとの定員は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 定員 10 名
- (2) 就労移行支援事業 定員 6 名
- (3) 就労継続支援 B 型事業 定員 44 名

(利用者に提供する障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第 8 条 事業所が、利用者に提供する障害福祉サービスの種類ごとの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業
常に介護を必要とする人に、昼間において排泄、食事等の介助等を行うとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供する。
- (2) 就労移行支援事業
一般就労等を希望する者に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労・定着に繋がる支援を行う。
- (3) 就労継続支援(B型)事業
一般就労に結び付かなかった者や一定年齢に達している者に対し生産活動に係わる知識・能力の向上を図り就労及び生産活動の機会を提供する。

(指定障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第 9 条 事業所において指定生活介護及び就労継続支援 B 型、就労移行のサービスを提供する主たる対象者を次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
 - ①療育手帳を有する者
 - ②療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて北海道立心身障害

者総合相談所（知的障がい者更生相談所、児童相談所）に意見を求めて確認した者。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮し、障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者及びご家族等に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 事業所は、障害福祉サービスを提供するときは、当該障害福祉サービスの内容、支給決定障害者に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量(以下「契約支給量」という。)その他、必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、障害福祉サービスの利用に係わる契約をしたときは、受給者証記載事項その他、必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合には、援護の実施者たる市町村に報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第13条 事業所は、生活介護、就労移行、就労継続B型支援の利用について、市町村又は指定相談支援事業者が行う、斡旋・調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、富良野市、中富良野町、上富良野町、南富良野町、占冠村の区域とするが、通常実施以外の利用希望者に対し、実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、生活介護、就労移行及び就労継続支援の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。また、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、利用申込者の援護の実施者たる市

町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第16条 事業所は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係わる援助)

第17条 事業所は、生活介護、就労移行若しくは就労継続B型支援に係わる支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、生活介護、就労移行若しくは就労継続B型支援に係わる支給決定に通常すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第18条 事業所は、障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、ご家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(居住地変更が見込まれる者への対応)

第19条 事業所は、利用者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町村に連絡するものとする。

(身分を証する携行物)

第20条 事業所は、利用者の居宅や職場訪問をする場合においては、従業員に身分を証明する物(書類等)を携行させ、提示するように指導する。

(サービス提供の記録)

第21条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、当該障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該障害サービスの提供の都度記録するものとする。また、記録に際しては、利用者から障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第22条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算出された介護給付費又は、訓練等給付費若しくは、法第30条第2項の規定により算出された特例介護給付費又は、特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応さ

れる場合にあっては、100 分の 100 を市町村特例割合で除して得た場合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

(事業者が利用者に求めることができる金銭の支払い範囲及びその額)

第 23 条 事業者は障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 創作的活動等に係わる材料費
- (3) 複写物の交付費
- (4) 利用者の希望によるクラブ活動、レクリエーション、イベント、おやつ等に係わる参加費等の費用
- (5) 前各号に掲げるものの他、日常生活上必要となる諸経費及び日中活動においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担して頂く事が適当と認められるもの

(利用者負担額等に係わる管理)

第 24 条 事業所は、利用者が同一月に他の指定障害福祉サービスを受けた場合は、当該同一月に受けた指定障害福祉サービスの額から、法第 19 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額等合計額」という)を算定するものとする。この場合において利用者負担等合計額が負担上限月額(障害者総合支援法施行令、【平成 18 年政令第 10 号】第 17 条第 1 項に規定する負担上限額をいう。以下同じ)を超えるときは、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費に係わる通知等)

第 25 条 事業所は、法定代理受領により市町村から障害福祉サービスに係わる介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(個別支援計画の作成等)

第 26 条 管理者はサービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 適正な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱

える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるため課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業所等に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（3月に1回以上）、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - （1）定期的に利用者に面接すること。
 - （2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規程は、第8項に規程する個別支援計画の変更についても同様とする。

（相談及び援助）

第27条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はそのご家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

- 2 事業所は、利用者が当該指定障害福祉サービス以外において、昼間におけるサービスを希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

（工賃の支払）

第28条 事業所は、生産活動を主に従事している者に対し、当該事業所に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 事業所は、就労継続支援B型及び就労移行支援事業を利用する者に対して

は、工賃の平均額は、3,000円を上回る額とする。

- 3 事業所は、年度毎に工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すると共に、北海道に報告するものとする。

(職場実習の実施)

第29条 事業者は、就労希望のある利用者に対してのサービス提供にあたっては、個別サービス計画書に沿って就労できるよう、実習の受入れ先を確保するとともに、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センター及び養護学校等の関係機関と連携して、当該実習の受入れ先が利用者の適性や要望に応じたものとなるよう努めるものとする。

- 2 事業所は、施設外就労及び施設外支援サービスへの希望がある者に対し、企業との協議により提供できるよう努め、利用者の就労促進をはかるものとする。

(求職活動の支援の実施)

第30条 事業所は、就労移行支援の提供にあたっては、公共職業安定所での求職登録、利用者が行う求職活動を支援するとともに、公共職業安定所、障害者職業・生活支援センター及び養護学校等の関係機関と連携して、当該実習の受入れ先が利用者の適性や要望に応じた職場開拓に努めるものとする。

(職場定着のための支援の実施)

第31条 事業所は、就労移行支援の提供にあたっては、利用者の職場定着を促進するために、障害者職業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した6ヶ月以上は職業生活における相談等の支援を継続するものとする。

(就職状況の報告)

第32条 事業所は、就労移行支援の提供にあたっては、前年度における当該就労移行支援の利用者のうち、就職した者の数、その他の就職に関する状況を都道府県に報告するものとする。

(食 事)

第33条 事業所は原則、昼食の提供を行うものとする。

- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対して、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害特性、疾患状況等によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第34条 事業所は、利用者が日常生活を営む上で、必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はそのご家族が行うことが困難である場合は、必要に応じて利用者とそのご家族の同意を得て、代行して行うものとし、常に利用者及びご家族との連携を図るものとする。また、交流の機会を確保す

るように努めるとともに、地域活動に参加するように心がける。

(健康管理)

第35条 事業所は、常に利用者の健康状況に配慮し、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業所は、常にご家族及び医療機関との連携を図るように努める。

(非常災害対策)

第36条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

4 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(緊急時における対応方法)

第37条 事業所の従業員は、障害福祉サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の変化やケガ等、急変が生じた場合は、速やかに医療機関・ご家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第38条 事業所は、障害福祉サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第39条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する「虐待防止・身体拘束検討委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置)

第40条 事業所は障害者虐待防止法を遵守し、利用者に対する虐待を未然に防止すること、また、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する「虐待防止体制管理者」と「虐待防止マネージャー」を配置し必要な措置を講ずる。
- (2) 富良野あさひ郷障害福祉事業の「虐待防止・身体拘束検討委員会」との連携を図り従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族、障がい者を雇用する事業者等、障がい者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(勤務体制の確保及び職員研修)

第41条 事業所は、利用者に対して適切な障害福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のために、職場内外による研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第42条 事業所は、提供する障害福祉サービスの定員を超えてサービスをおこなってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない諸事情がある場合は、この限りではないものとする。

(衛生管理等)

第43条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第44条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次の協力医療機関を定める。

- (1) 富良野協会病院 (2) 北の峰病院 (3) 宮田歯科医院

(掲 示)

第45条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関名、事業の主たる対象とする障害種類等、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第46条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者及びご家族等の秘密を漏洩してはならない。

- 2 事業所を退職された者に対しても、在職中に知り得た個人情報等を他者に漏洩させないため、雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者及びご家族等の情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るよう努める。また、学生やボランティアの方にも秘密保持に関する説明と同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第47条 事業所は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者及び従業者に対し、当該事業所を利用、紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与・収受してはならないものとする。

(苦情解決)

第48条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第49条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、その運営にあたっては、市町村が実施する事業にできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第50条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発

生した場合は、当該利用者の家族は基より、事故の状況や処置内容等を都道府県及び市町村に連絡し、書面として記録するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第51条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第52条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第53条 事業所は、実施する障害福祉サービスの事業ごとの会計とその他の事業の会計を区分し、行うものとする。

附 則

この規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

- 一部改正 平成 19 年 10 月 1 日
- 一部改正 平成 20 年 4 月 1 日 5 月 1 日施行
- 一部改正 平成 20 年 8 月 1 日
- 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 21 年 10 月 1 日
- 一部改正 平成 22 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 22 年 7 月 1 日
- 一部改正 平成 23 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 24 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 25 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 26 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 27 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 27 年 10 月 1 日
- 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日
- 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日
- 一部改正 令和元年 7 月 1 日
- 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日
- 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日
- 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日
- 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日
- 一部改正 令和 7 年 2 月 1 日